

第4回幕別町次世代育成支援対策地域協議会 会議録

○日時：平成21年9月8日（火） 14:00～16:00

○会場：幕別町保健福祉センター 研修室

（14:00～15:15 子どもの権利に関する講演会）

会 長

それでは、講演会に引き続き、第4回の地域協議会を行います。

本日の会議に、久保委員、斉藤（博）委員から、欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告します。

それでは、次第の2番(1)の「質疑・意見交換」について、本日の講演を拝聴したところですが、これから子どもの権利条例を協議していくにあたり、荒牧先生との意見交換をしたいと思います。

大変貴重な機会ですので、活発な意見交換をお願いします。

委 員

道内の先進地の条例を見たのですが、奈井江町は虐待やいじめに対してはあまり詳細な規定はないが、札幌市は虐待等への対応に力点が置かれて、こどもの権利条例としては、趣が違うところに置かれているように感じますが、全国的な流れはどうなのでしょう。

荒牧教授

奈井江町は川崎市、大阪府美濃市の条例をベースにしながら、奈井江町に合うように作っています。川崎市でも子どもたちの虐待等については、症状的にも重大な問題として協議の場に上がっています。条例の規定としては、いじめと虐待に取り組むだけでなく、こどもたちの権利侵害に取り組むとしています。

幕別町の場合も、一般的に子どもたちの権利侵害から守っていくとするのか、特に問題をピックアップして取り組むのかは、規定の仕方だと思います。

札幌市も特化した問題だけに取り組むのではなく、子どもの権利侵害全般の問題であったり、子ども自身がもっと生き生きとできるために必要な権利の問題に取り組むこととなっております。

委 員

奈井江町では、子どもたちが町づくりに参加しているとのことでしたが、それは

条例を作るときからかかわっているのでしょうか。また、条例をつくってからはどういったかかわりを持っているのかを教えてください。

荒牧教授

もともとかかわりの位置づけをしている中で更に条例があることによって進展する場合と、条例を作ることによって進展する場合とがあります。特に子ども参加については、そういった取り組みがあればあるほど条例が生きてくるものであり、奈井江町については、町長をはじめ関係者が一番強調するのは「市町村合併における住民投票」であり、子どもたちにも投票をさせています。町の将来にかかわることであり、条例があるから子どもたちの声を無視することはできないとして、町の側から提起したものです。

この取り組みによって、子どもたちがこのことについていろいろ質問することもあり、親や祖父母の方、いわゆる大人が刺激を受けて勉強し、大人も子どもも良い知恵を出していくこととなりました。条例がなければできなかった取り組みだったと思います。また、「町長と語る会」についても、条例に基づいた参加の場として位置づけています。

子どもたちも、少しずつ自分たちの意見が反映されていけば、町づくりにかかわっているという実感が沸き、その町が好きになるもので、郷土愛などは無理やりなものではなく、かかわることで自然に身につくものだと思います。

委員

子どもの参加としては、小学生高学年くらいからとなるのでしょうか。

荒牧教授

「子ども会議」などの取り組みでは、小学校高学年からですが、子どもたちにある程度任せていくと低学年も巻き込んで広がっていった例もあります。制度設計上は年齢を限定することはあると思いますが、子どもたちに投げかけながら進めることが必要なときもあると思います。このとき、子どもたちも子どもだけで勝手に決めるわけではなく、例えば、公園造りの協議のときにおいても、子どもだけで協議してよいとされていたが、「地域の公園なんだから自治会の大人も参加して一緒に考えよう。」と子どもたちから言ってきたことがあります。

近年は、子どもたちが力を発揮できるように大人がサポートする場面が少なくなってきました。また、大人は勝手にルールを敷き、それにより「子どもに生きる力がない。」と嘆くという悪循環にもなっていたと思います。

最初から親の力をもった親や最初から教師の力を持った教師はいないわけであり、本来、子どもとともに進めてきているはずです。条例の取り組みは、本来のこ

とを町全体でやりましょうということだと思います。

委員

講演会の資料にもありますが、「条例を効果的に実施しない限り、条例が制定されても何も変わらない」。町の条例がしっかり全体に浸透しないと日常の中では難しいと考えますがどうでしょうか。

荒牧教授

簡単ではないと思っています。多くは、町はまず条例の普及に努めます。学校の中で子どもの権利を学ぶ機会を作ったりすることも必要だと思います。学校では命の教育はたくさん行っています。それは命の権利を大切にすることにつながるものです。権利としてみるとバラバラになっているものをカリキュラムでつないでいたり、そのための素材をつくったり、また、条約や条例を学ぶための冊子を独自に作ったり、ワークショップをやったり、体験型にするなど組み合わせて、丁寧に進めていくことも大切です。

権利、人権は互いに尊重するものですので「共生」につながる考え方です。ところが、今は「競争」であり、権利とか自己肯定感を持ちにくい時代でもありますので、だからこそ、学習の機会が必要となっています。

親や保護者は、子育てにおいて、子どもは自分の持ちもの、自分の言うことを聞かせる存在と捉えてしまうと言葉や力で押さえつけてしまいがちですが、この子が生きていこうとすることを教え、サポートしていくんだと考えると少し余裕が出てくるものです。

特に保健所や保健福祉センターでは、こういった家庭とのかかわりがありますので、権利の問題を学ぶいい機会でもあります。中には母子手帳に子どもの権利条例を掲載している町もあり、子育て講座において子どもの権利の講座を取り入れる町もあります。

広報する側とすれば、総合的に練らなければならないのですが、子どもの問題は子どもや子どもにかかわる人たちとともに考え、当事者として位置づけていくように広報することが大事です。また、住民の生きる知恵を活用していくようにすると、一方的になることはないと思います。

委員

条約ができた時に学校現場では、教育委員会では話し合ったと聞いています。しかし、取り入れることでネガティブな面もでてくるため、学校ではうまく進まないことも考えられます。家庭、学校、地域と全部が権利について同じ意識を持つことができればよいのですが、進まなかったときはどうでしょうか。

荒牧教授

子どもが権利の学習をすることができるように、条例の中では「権利の学習に努めます。」など規定するのだと思います。学校は比較的横の並びが弱い面がありますが、幕別町は「子どもたちを主人公にしていく取り組みをする町なんだ。」となれば、教員もそのほうが動きやすいのではないのでしょうか。子どもたちがいろいろ考えて進めることで、達成感も得られ、子どもにも力がつきますので、教育としてマイナスはないと思います。子どもたちが勝手なことを始めたときに、指導が届かないのではないかと不安の声もありますが、教師自身がどういう役割を果たすのか視点と力の入れ方を変えてみることで、教師と子どもの関係ももっと良くなるのではないかと私は思っています。

委 員

学校の話はわかりましたが、この条例ができることで、地域の子ども会活動などにはどのように影響するものなのでしょうか。

荒牧教授

おそらく、より活発なものになると思います。学校の取り組みだけではなく、家庭や地域も大切ですので、子ども会活動は重要です。先進地の「子ども会議」など町づくりに子どもがかかわる取り組みの母体の1つは「子ども会」です。「子ども会議」の取り組みがなければ、子どもたちの参加が十分だとは言えないと思います。

また、町づくりにおけるものですので、家庭、地域、学校など全体で取り組まなければならないものだと思います。

委 員

こういった協議会において、子どもを委員にしている町はあるのでしょうか。子どものための条例ですので、大人ばかりでなく、子どもを入れて作ったほうがよいのかと思います。

荒牧教授

川崎市では23人の大人の委員のほか、公募で子どもを9人入れています。しかし、全体会議の議論の中で子どもたち自身が子どもの声を反映しづらいこともあり、別に「子ども会議」をつくり、そこで議論することとなりました。

川崎市の場合は、もともと不登校の子どもたちが町づくりに声を反映できる会議がありましたので、すんなり委員会に子どもを入れることとなりましたが、小杉町や多治見市では、委員会では窮屈なので、大人の委員会とは分けて、子どもは子どもの委員会で議論し、時々、大人の委員会と議論するような形で行っています。子

どもたちでのワークショップをすることもありました。川崎市などでも、実際に子どもたちが話しにくい状況もありましたので、委員会に入れるかどうかはそれぞれの判断だと思います。学校を通じて子どもたちに議論してもらうなど、子どもたちの意見を反映しやすい方法を考えていけばよいのではないのでしょうか。

また、川崎市の協議の中で、ある子どもから「大人が幸せにならないと、子どもも幸せになれないので、こども権利条例を作るのもいいけど、大人ももっと幸せになるようにやってください。」との発言があり、衝撃を受けたところです。

委 員

「権利」ということばに嫌なイメージもあるため、この条例は、「権利」ということばを使わないほうが良いのか、広く浸透させるためにも使うべきなのか先生の意見をお聞きしたい。

荒牧教授

もちろん後者です。そうじゃなければ日本は取り残されると思います。もともと私たち自身がそうですが、民主主義や平和は「権利」ということで取り沙汰されてきたのです。民主主義の基本ですので、「権利」とは本来こういうことであると、条例を作ったことで、お互いに権利を考え、大切にしようとするものだと思います。

会 長

他にありますか。

荒牧教授におかれましては、講演の後、お忙しい中お時間をいただき誠にありがとうございました。

(荒牧教授 退席)

続いて「次回の協議会について」に移りたいと思います。事務局からの説明をお願いします。

事 務 局

【事務局説明】

会 長

ただいま説明がありましたように、次回の会議は、9月30日（水）午前10時からとなります。皆さんの出席をお願いします。

次に、次第の4番「その他」ですが、皆さん何かございますか。なければ事務局から何かございますか。

事 務 局

ありません。

会 長

それでは以上で、本日の会議を終了します。本日はご苦労様でした。

○配付資料

- ・ 第4回地域協議会次第
- ・ 子どもの権利に関する講演会資料